

令和7年1月27日 消費者委員会パラダイムシフト専門調査会



# 公正取引委員会における事前相談と 消費者保護を目的とした事業者の自主的な取組への対応

公正取引委員会事務総局  
経済取引局取引部取引企画課  
相談指導室長/チーフグリーンオフィサー  
鈴木 健太

## ➤ 目的

- 独占禁止法違反行為の未然防止
- 独占禁止法に基づく規制に関する透明性及び予見可能性の確保

## ➤ 相談対応の対象

- 今後、自ら行おうとする事業者・事業者団体からの相談
- 具体的な行為（何を行おうとしているのか）の説明が必要

## ➤ 相談対応の種類

- 事前相談制度（正式相談）：相談者、相談内容及び回答を公表
- 一般相談：通常非公表（公表する場合あり）

# 相談件数の推移

	R元度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業者の活動に関する相談	1,870	1,966	1,782	2,879	5,727
●流通・取引慣行に関する相談 (うち優越的地位の濫用に関する相談)	1,623 (1,098)	1,776 (1,219)	1,620 (1,187)	2,631 (2,094)	5,414 (4,788)
●共同行為に関する相談	95	76	77	110	151
●技術取引に関する相談	14	17	9	8	13
●共同研究開発に関する相談	14	9	7	6	15
●その他	124	88	69	124	134
事業者団体の活動に関する相談	168	144	73	138	183
合計	2,038	2,110	1,855	3,018	5,911

新型コロナウイルス感染症の流行

約2割増

優越的地位の濫用に関する相談を除いた  
相談件数の推移

940

891

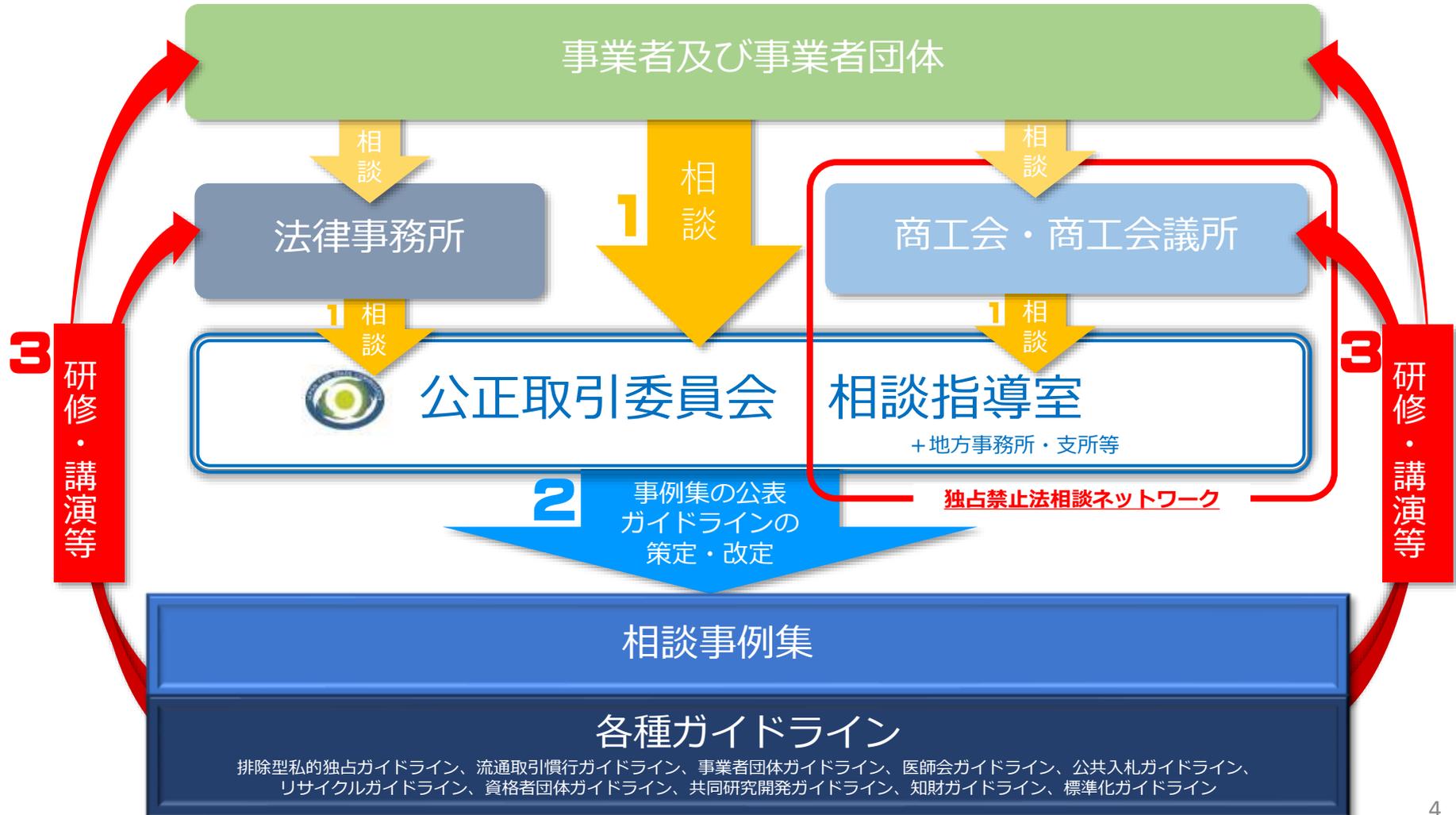
668

924

1,123

# 相談指導室の役割

- 独占禁止法違反行為の未然防止
- 独占禁止法に基づく規制に関する透明性及び予見可能性の確保



我が国における主要な不動産情報サイト運営業者5社が、不当表示の抑止及び一般消費者の被害拡大を防止するため、不動産情報サイトに関して、[1]不動産業者が当該サイトを利用するルール及びルール違反に対する処分基準を統一すること、[2]ルールに違反した不動産物件及び不動産業者の情報を共有することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

・ 本件取組の概要



## 独占禁止法上の考え方

- ✓ 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）として問題となる（同法第3条）。
- ✓ また、事業者が、正当な理由がないのに、競争者と共同して、ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限することは、共同の取引拒絶（独占禁止法第2条第9項第1号）として問題となる（同法第19条）。

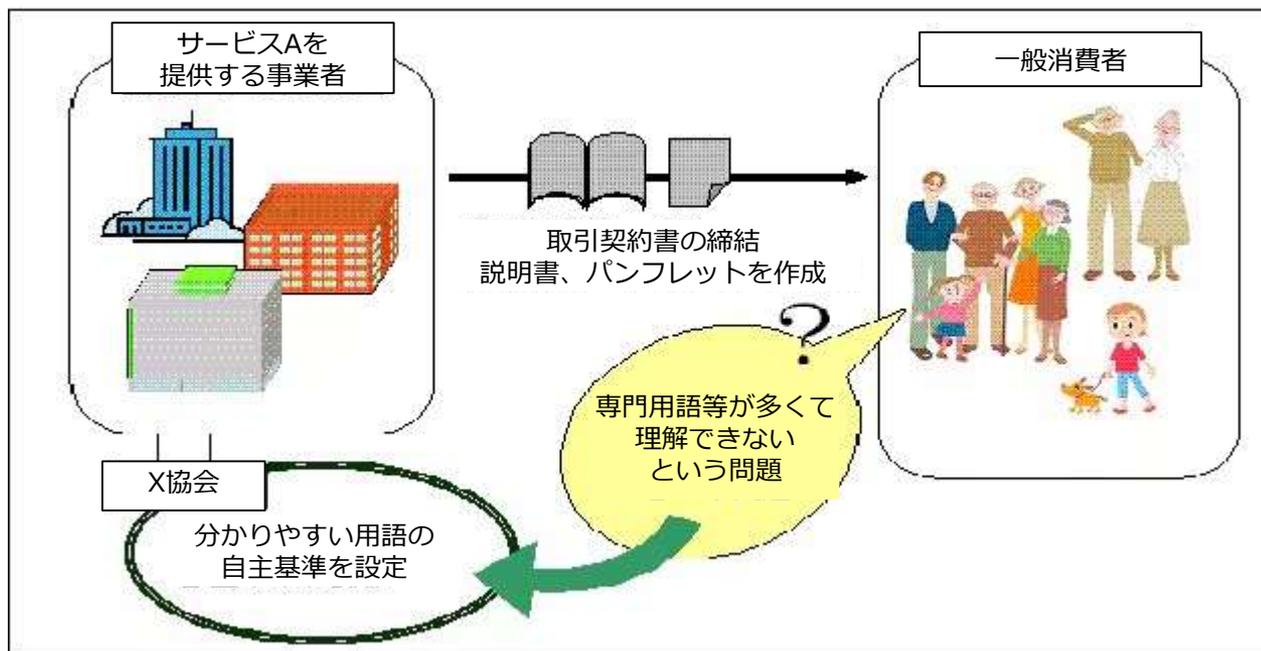
## 検 討

- 本件において、5社が、利用ルールを景品表示法及び不動産公正競争規約の規定・運用に沿った内容とし、不当表示に対する処分基準を統一することは、不動産業者による不当表示を抑止するために行うものであって、5社間で料金、サービスの内容等の競争手段を制限するものではないことから、独占禁止法上問題となるものではない。
- また、5社が、不当表示が判明した場合に、当該不当表示に係る不動産物件及び不動産業者に係る情報を共有することは、違法行為による一般消費者への被害拡大を防止するために行われるものであって、競争を阻害するものではないことから、これにより、各社が不当表示を理由として当該不動産業者に対し、取引の停止等を行ったとしても、共同の取引拒絶として独占禁止法上問題となるものではない。

- ✓ **回答** 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

事業者団体が、会員事業者と一般消費者との間で締結される取引契約書等に使用される用語について、一般消費者にとって分かりやすいものにするため、用語に関する基準を設定することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

・ 本件取組の概要



## 独占禁止法上の考え方

- ✓ 一般に、事業者団体が、会員事業者等の営業の種類、内容、方法等に関して、消費者の商品選択を容易にするため表示・広告すべき情報に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的に基づく必要性から自主規制等の活動を行うことは、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。しかしながら、活動の内容、態様等によっては、多様な営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合があり、この場合独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第1項第3号、第4号及び第5号）。
- ✓ また、自主規制等の利用・遵守については、会員事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を会員事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第1項第4号）。

## 検 討

本件自主基準の設定については、

ア 一般消費者のサービスAについての正しい理解を促すことにつながるものである

イ 会員事業者各社のサービスAの内容の統一につながらないよう、会員事業者各社が同じ用語を用いていても、その意味合いが異なる用語については、言換え用語案を提示しないこととしており、会員事業者各社のサービスA自体の内容が制限されるものとは考えられない

ウ 特定の事業者に対して差別的な内容のものとは考えられない

エ 自主基準の遵守を強制するものではない

ことから、会員事業者各社間の競争を阻害するおそれがあるとは認められず、独占禁止法上問題となるものではない。

- ✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

電子商取引の推進団体が、電子商取引の認定マークに関する一定の基準を満たす適正な事業者に対して認定マークを付与することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例。

#### ・ 本件取組の概要

電子商取引を普及拡大するためには、消費者が安心して電子商取引を利用できる環境を整備することが必要であり、その方策として、一定の基準を満たし適正と認められる事業者に対する電子商取引の認定マーク付与制度の在り方を検討している。

電子商取引の認定マーク付与に当たっては、

- [1]事業者の实在・事業活動の存在の確認
- [2]広告表示・内容の確認
- [3]商品・サービスの保証の確認
- [4]代金決済方法の確認
- [5]返品特約制度の確認
- [6]個人情報保護措置の確認

等の項目についてチェックしたいと考えている。

この認定マークの付与は、電子商取引を行う事業者に義務付けるものでなく、事業者の任意の申請に基づいて行うものである。

## 独占禁止法上の考え方

事業者団体が行う商品又は役務の規格等の自主規制に係る競争阻害性の有無の判断については、

[1] 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか、

[2] 事業者間で不当に差別的なものではないか、

[3] 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか、

の要素を勘案しつつ、判断される。ただし、構成事業者に自主規制等の利用又は遵守を強制することや自主認証等を利用しなければ事業活動が困難な状況において、非会員又は特定の事業者による自主認証等の利用を正当な理由なく制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[団体ガイドライン7 (2) (自主規制等、自主認証・認定等)、7-3 (自主規制等の強制)、7-4 (自主認証・認定等の利用の制限)]

## 検討

相談の場合においては、

[1]認定マークは消費者が安心して電子商取引のできる環境を整備することを目的とし、事業者が任意に申請し一定の基準を満たせば認定マークを付与されるものであり、認定マークがなくても電子商取引を行うことが可能であることから、競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないこと

[2]認定マーク付与の審査基準・審査項目が明確になっており、事業者間で不当に差別的なものではないこと

[3]電子商取引における消費者と事業者とのトラブル発生を防止し、消費者が安心して商取引できる環境を整備するという目的のため合理的に必要とされる範囲内のものであること

から、電子商取引の認定マークを付与することは、事業者間の競争を阻害するものではなく、独占禁止法上問題ないものと考えられる。

✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。